

## 「ラーケーション ～体験活動推進日～」 実施要項

- 1 「ラーケーション ～体験活動推進日～」とは  
生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。（以下、「ラーケーション」と略称する。）  
ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。
- 2 内容  
年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。
- 3 申請方法  
保護者が事前に担任に相談し、「ラーケーション ～活動体験推進日～」申請書（本校所定様式）により学校に申請し、原則1週間前までに学校長の許可を得る。
- 4 実施時期  
本校では「ラーケーション」を設定できない日（期間）を以下のように定める。
  - (1) 4月中。（様々なオリエンテーションや各種検診等が設定されるため。新しい環境に慣れることを優先してほしいため。）
  - (2) 定期考査の1週間前、考査期間中及び考査1週間後の期間。（考査に注力し受験を優先するため。考査後の答案返却、課題提出等、成績処理に重要な期間であるため。）
  - (3) 部活動の顧問と相談し、設定を認められなかった日。（部活動の特に重要な活動を優先するため。）
  - (4) 学校行事のある日。（行事への参加を優先するため。）
  - (5) 長期休業に入る前日。（集会もあり、HRで休業前の重要な連絡等があるため。）
  - (6) 2月・3月中。（学年末考査に向けて、しっかりと学習に取り組んでほしいため。また、学力検査(高校入試)による生徒学習日で登校日数が少ないなかで、次年度のスムーズなスタートに向けて、準備に集中してほしいため。）
  - (7) その他、学校として認められないと判断した日。
- 5 その他
  - (1) 取得前
    - ア 「ラーケーション」設定を希望する生徒または保護者は、HPに記載されている日程が許可日かどうかを事前に確認し、担任及び部活動顧問に相談すること。申請は計画的に余裕を持って行うこととするが、HPに記載されていない日程に申込を行う場合は、担任に相談すること。
    - イ 担任は、生徒または保護者から「ラーケーション」設定について相談を受けた場合、以下の(ア)～(エ)を配付し、設定について生徒及び保護者に配慮すること。
      - (ア) 「ラーケーション ～体験活動推進日～」実施要項（本書）
      - (イ) 「ラーケーション ～体験活動推進日～」申請書（本校所定様式）
      - (ウ) 別紙1 「パンフレット」（令和6年4月 茨城県教育委員会）
      - (エ) 別紙2 「リーフレット」（茨城県教育委員会作成）
    - ウ 生徒及び保護者は、上記(ア)～(エ)を活用し「ラーケーション」について理解すること。
    - エ 活動中の事故（ケガなど）について各自、各家庭で対策を立てること。
    - オ 宿泊を伴う取得の場合は、安全面から原則として保護者同行とする。
  - (2) 取得  
指導要録及び調査書における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。
  - (3) 取得後
    - ア 学びの保障については、生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
    - イ 体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行うこと。
  - (4) この要項は令和6年4月から運用する。
    - ア 令和7年4月4(2)改訂
    - イ 令和7年4月4(6)、5(1)オ 追記
    - ウ 令和8年4月4(6) 追記